別表二(第三十七条関係)

施教授入入	
設育 学	種
充 充 業 学 検	
実 実 定	別
費費料金料	
三〇、〇〇 十〇〇、〇〇 11〇〇、〇〇	金
○○○円 ○○○円 (年額) ○○○円 (年額)	額
毎年二期に分けて納入する。毎年二期に分けて納入する。毎年二期に分けて納入する。毎年二期に分けて納入する。本学手続時に納入する(本学の卒業者・修了者は、入学願書に添えて納入する。	備
(100、000円)	考

別表三(第三十九条関係)

1	受入学	種
	業検定料	別
	1, 100, 0 ==0,	金
〇〇〇円	000円	額
納入する。	一単位額は四○、○○○円であり、当該課程を終入学願書に添えて納入する。	備
「履修する単位数に応じた額を納入する。	修了するには三十単位が必要。	考

別表四(第三十九の二条関係)

	الما	
	授	種
	業	п.,
	料	別
六〇〇、〇〇〇円	博士論文指導料 (十二単	金
O 円	(十二単位分)	額
は本学の指定した期日までに納入する。人学手続時に二〇〇、〇〇〇円を納入し、二年次以降は二〇〇、〇〇〇円を授業料納入時又年額二〇〇、〇〇〇円を三年間納入。	この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する一単位額は五○、○○○円であり、当該課程を	備
-次以降は二○○、○○○円を授業料納入時又	ことに履修する単位に応じた額を納入する。り、当該課程を修了するには十二単位が必要。	考

第九章 入学検定料、入学金、授業料等

第三十七条 入学検定料、 入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別表二のとおりとする。

第三十八条 授業料及びその他の納付金は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

第三十九条 第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、第十三条の五第一項に規定する修士課程の昼夜開講制の入学検定料及び

授業料の額は、別表三のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得一単位当たりの額を四〇、〇〇〇円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗

じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、 修士論文指導料は、入学手続時に一括納入するものとする。

第三十九条の二 第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、博士(後期)課程の社会人の授業料の額は、 別表四のとおりとする。

じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、 前項に定める授業料は、修得一単位当たりの額を五〇、 博士論文指導料は、 ○○○円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗 入学手続時及び二年次以降は授業料納入時又

は本学の指定した期日までに納入するものとする。

3 社会人に関する入試については、別に定める。

第四十条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。

第四十一条 既に納めた入学検定料、 入学金、 授業料及びその他の納付金は、 事情のいかんにかかわらず返戻しない。

第四十二条 在学中において授業料及びその他の納付金の額が改訂されたときは、新たに定められた額を納入しなければならない。

第四十三条 正当な事由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認めた場合は、研究科委

員会の議を経て学長が除籍する。